

令和元年
第2回定例会

市政報告

(附提案説明)

尾鷲市

(登壇)

(はじめに)

令和元年第2回定例会の開会にあたりまして、濱中 佳芳子新議長をはじめ、新しい議会体制も整い、新たなスタートをされるわけでございますが、議員の皆さま方とともに、市政発展のため全力で取り組んでまいりますので、今後とも、市政運営に格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回任期を終えられました前議長の三鬼 孝之議員を始め、前副議長の仲 明議員、そして前監査委員の小川 公明議員には、格別のご厚情を賜りましたことを厚く御礼申し上げますとともに、引き続き市政運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、元号も平成から令和にかわったところではありますが、平成30年度におきましては、主として尾鷲三田火力発電所跡地活用を目指す「おわせSEAモデル」の構築に向けての取り組み、東紀州5市町にて協議を重ねております、広域ごみ処理施設建設に向けての取り組み、また、三木・三木里小学校と賀田小学校の統合などに取り組んできたところであります。

こういった取り組みを踏まえ、令和元年度におきましては、本市の基盤づくりのために、さらなる改革の必要性があると考え、職員の働き方のキーワードに、「SAT(サット)、スピード感を持って、アグレッシブ即ち積極果敢に、タイム、時間軸を持って取り組む。」を念頭に、全庁一丸となって取り組んでいるところであります。

なかでも、グランドデザインを発表しました「おわせSEAモデル」の推進、海洋深層水事業における事業推進、尾鷲総合病院新改革プランの作成、庁舎耐震化、土砂条例の制定などに向けての取り組みをはじめ、「50項目」の課題を洗い出し、私から各所属長に対し、必達事項として組織目標を提示し、具体的に結果を出すよう指示しているところであります。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さ

まの深いご理解とご協力をお願い申し上げます。

(おわせ S E A モデル)

はじめに、おわせ S E A モデルについてであります。

「おわせ S E A モデル協議会」におきましては、ほぼ 19 万坪という広大な発電所用地の活用について、本年 3 月にグランドデザインを発表し、「新たなエネルギー」と「豊かな自然の力」を基軸に、産業・観光・市民サービスを融合し、人々が集い活気あふれる尾鷲を目指すことを目的に協議を進めております。

この構想のもと、協議会における各プロジェクトにおいては、事業の可能性を追求するための部会を設置し、想定事業の可能性を検討しつつ、基本計画そして実施計画の作成に向け、鋭意議論を重ねているところであります。

私としましては、市民の皆さまに、この「おわせ S E A モデル」構想へのご理解とご協力を求めるため、延べ 12 会場において、当モデルを主としました「市民懇談会」を開催し、加えて、尾鷲市自治連合会をはじめとする関係団体に対し、尾鷲の再生を担う大きなプロジェクトであることの説明を実施したところであります。

このように、地産地消エネルギーを基に産業の振興、また、集客交流人口の増加に向け、実行可能な事業について検討を進めながら、事業計画の策定に取り組んでまいりますので、市民の皆さまをはじめ、議員の皆さま、関係者の皆さまのご協力を切にお願い申し上げます。

(熊野古道世界遺産登録 15 周年)

次に、熊野古道世界遺産登録 15 周年事業についてであります。

平成 16 年(2004 年)にユネスコ世界遺産リストに登録された「紀伊山地の霊場と参詣道さんけいみち」は、本年 7 月に世界遺産登録 15 周年を迎えます。このことから、本年 12 月まで県をはじめ熊野古道

伊勢路にゆかりのある15市町が、各々協力しながら15周年の記念イベントを開催する予定であります。

本市におきましても、熊野古道の本質的な価値を再認識するとともに、新たな魅力を発掘することで、未来に繋ぐことを目的とし、本年9月に『世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道^{さんけいみち}」と「磐座信仰^{いわくら}』』と題したシンポジウムを開催いたします。

また、本年11月には「第16回おわせ海・山ツデーウォーク」におきまして、通常の2日開催に加え、3日間で市内の4峠を踏破する特設コースを設ける予定となっております。

さらに、おわせ港まつり、尾鷲節コンクールなど、尾鷲の名物催しも冠事業として市内外にPRし、今まで以上に集客交流を高めてまいります。

また、市内の小学校5・6年生を対象として、熊野古道をテーマとした絵やメッセージを描いてもらい、それを世界遺産登録日に熊野古道センターにロープでつなぎ展示する「幸せの古道旗^{こどうぼた}」を実施するなど、次代を担う子どもたちに、熊野古道の文化や自然等について再認識してもらおうきっかけづくりをおこないます。

市民の皆さまにおかれましては、是非ご参加いただき、記念イベントを盛り上げていただきたく、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

（商工観光業の振興）

次に、商工観光業の振興についてであります。

官民が一体となり取り組んでおります、まちおこし通販事業「尾鷲まるごとヤーヤ便」は、本年で11年目を迎えることとなりました。

昨年度から地元生産者から構成される「チーム ya-ya 便」におきまして、商品企画からカタログデザイン、販促活動などを一体的に行う仕組みが作られており、生産者の熱い思いを込めて、ご愛好者の皆さまに「ヤーヤ便」としてお届けしております。

また、本年度におきましても、ご好評をいただいております商品をはじめ、ご購入者との交流企画として「熊野古道伊勢路世界遺産登録15周年記念ご招待ツアー」や、「尾鷲生マグロ丸ごと1本プレゼント」などを実施し、より魅力のある仕掛けづくりに取り組んでおります。

1人でも多くの方に尾鷲の食の魅力をお届けできるよう、本年7月7日の締め切りに向け、尾鷲商工会議所、尾鷲観光物産協会等と連携し、PRに努めてまいりますので、皆さまにおかれましてもご支援、ご協力をお願いいたします。

（海洋深層水事業の振興）

次に、海洋深層水事業の振興についてであります。

みえ尾鷲海洋深層水の利活用促進につきましては、重要な地域資源として、水産分野における利活用とともに、食品事業者等へのPRなど、多分野において海洋深層水の利活用促進を進めているところであります。

このことから、減少傾向にある既存需要者の確保、さらには、新規需要者を求め、尚一層の需要拡大に向け取り組みを進めてまいります。

一方、海洋深層水を利活用した新たな事業参入においては、これまで様々な規制等が課題となっており、海洋深層水の有効性を活かすうえで、取水施設から最も近い古江漁港施設の有効利用が図られるための条件整理が喫緊の課題であります。

このことから、現在、水産農林課において、古江漁港施設用地が有効的に活用できるよう、国や県と折衝を重ねているところであります。

今後、関連施設の有効活用を進め、民間事業者の参入を促進することにより、海洋深層水の利用拡大を図り、本地域からの情報発信、及び集客・交流機会が創出されるなど、本市の活性化、関連産業の振興を図ってまいります。

（林業・関連産業の振興）

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

平成31年3月に成立した「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境譲与税の使途につきましては、森林の整備に必要となる所有者への意向調査、境界の画定、公共建築物への木材利用、木育など幅広く活用ができるものであります。本年度においては、須賀利町をモデル地区と定め、森林所有者への意向調査から着手したいと考えております。

今後、交付金を活用した事業について、早急に精査を進めながら、将来に向けた森林の整備や、その促進に関する事業に活用してまいります。

（学校教育の充実）

次に、学校教育の充実についてであります。

本年度、文部科学省の全国学力学習状況調査においては、これまでの国語・数学に英語の調査が加えられたところであります。

英語につきましては、「聞く・読む・書く・話す」ことについて、総合的に問題が出されるなど、グローバル社会で生きていく子どもたちに、英語でのコミュニケーション力の向上が求められております。本市におきましても、従前から学習指導要領に則り、小学校では教材である「ハイ・フレンズ」、「レッツトライ」などを活用し、話す・聞く活動を中心に学習を進めてまいりました。

中学校においては、小学校での学習の継続として、「書く・読む」の学習内容が加わり、英語教育の充実を目指し、取り組みを進めているところであり、合わせて、外国人によるALTを配置することで、子どもたちが学習した英語を使って直接話をしたり、人柄や文

化に触れ合ったりすることにより、学習の効果が向上していると考えております。

特に、本年から統合された賀田小学校におきましては、子どもたちの状況を把握しながら英語カリキュラムを作成し、輪内中学校と連携した9年間を見通した英語教育の充実を図る共同研究を開始しております。

今後、その研究の成果や課題について、市内の全小学校にも広げ、子どもたちの英語力の向上を目指してまいります。

（学校施設空調設備の整備）

次に、学校施設空調設備の整備についてであります。

本市では、子どもたちの教育環境における熱中症対策として、幼稚園、小学校及び中学校の空調設備の整備を現在進めているところであり、今月中の整備完了を予定しております。

また、空調設備の稼働に際しては、地球環境にも十分配慮し、適正かつ有効に使用していくために「尾鷲市立幼稚園及び小・中学校空調設備運用指針」を策定いたしました。

これは、空調設備の適切な運用により、環境に対する負荷を低減するための基準を示すものであります。

このような取り組みを行いながら、より快適な教育環境づくりに努めてまいります。

（賀田小、三木小、三木里小学校の統合後）

次に、賀田小、三木小、三木里小学校の統合後についてであります。

保護者の皆さんや地域の方々をはじめ、関係者の方々のご尽力により、3校が統合し、新たな賀田小学校として本年4月よりスタートいたしました。

新たな学校に通う子どもたちは、1学年の人数も増え、各教科での学習では、多様な考えを出し合いながら学習を進め、体育や休み時間の遊びなどでも元気よく活動しております。

本市として、次代を担う子どもたちが「統合してよかった。」と感じられるよう、引き続き教育活動に取り組んでまいります。

また、スクールバスを利用する子どもたちの安全安心の確保のために、保護者の方や地区の代表、学校関係者、スクールバス運行管理業務受託事業者及び教育委員会で組織する「尾鷲市スクールバス運営協議会」を設置いたしました。

今後も、スクールバスで通う子どもたちが安全安心に登下校できるよう、地域のボランティアの方々のお力もお借りしながら、より安全なスクールバスの運行に努めてまいります。

(生涯教育の推進)

次に、生涯教育の推進についてであります。

本市における生涯教育は、地域の自然や歴史・文化を活かしながら推進してきております。

このような中、夏休みにおいて、国の地方創生推進交付金を活用し、都市部にはない自然や地域コミュニティの豊かさなどを活かした、子どもたち向けの取り組みを行ってまいります。

「わんぱく子育て」体験講座として、大学等の専門家を講師として、子どもたちに地域の植物や昆虫を採集してもらいながら、その特徴や生態を学ぶ自然サイエンス講座や、天文科学館と連携した天文サイエンス講座の開催を予定しております。

また、「見守り子育て」支援イベント「子育て H A P P Y D A Y」の取り組みにおいて、夏休み H A P P Y D A Y として、帰省客も多い時期に合わせて、親子で楽しんでいただける夏の特別企画を、子育てサークルやボランティアの皆さん等と連携しながら企画・開催してまいります。

このように今後も年間を通して、子どもたちをはじめ市民の皆さまに、学び、楽しんでいただけるよう、関係機関、団体、サークル等との連携を重視しながら、生涯教育の充実を推進してまいります。

（「第76回国民体育大会」への取り組み）

次に、第76回国民体育大会への取り組みについてであります。

当国体は、2年後の令和3年度に、三重とこわか国体として開催されることが決定しているところであります。

本市におきましても、先月28日に、国体開催に関連する、競技、教育、産業など、幅広い関係者や市民の代表の方々による「三重とこわか国体・三重とこわか大会尾鷲市実行委員会」を開催し、各専門委員会も設置しながら、大会の周知や競技の普及促進、運営準備等を推進していくことが決議されております。

また、国体の正式競技であるオープンウォータースイミングにつきましては、本年度で4年目の取り組みとなる「三重オープン」が、7月28日に三木里海水浴場において開催されます。

本年度におきましても、次代を担う地元ジュニア世代から、全国有数のスイマーまで幅広い参加者や来場者が集う大会に向け、県水泳連盟、三木里区等の関係団体と連携しながら、大会の発展につなげてまいります。

加えて、「ユニカール」、「ウォーキング」、「クップ」のデモンストラーションスポーツにつきましても、県競技団体等とも連携しながら、市内での準備・組織体制の整備や、市内外への普及に取り組むとともに、国体後における生涯スポーツの推進にもつなげてまいります。

（広域ごみ処理の推進）

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、広域で連携して施設を集約し、効率的なごみ処理体制を構築することで、焼却施設の建設費用

や維持管理費等の負担を軽減できることから、一部事務組合の設立に向けて、本年4月に東紀州5市町の構成市町による一部事務組合設立準備会を設置したところであります。

この準備会におきまして、5市町が共同してごみ処理広域化に向けた基本的事項を整理し、施設の整備方針や概要をまとめた基本構想の策定や、一部事務組合設立に向けての例規集の作成など、十分な調整・協議を行いながら、着実に事業を進めてまいります。

（自然環境及び良好な生活環境の保全）

次に、自然環境及び良好な生活環境の保全についてであります。

近年、本市を含む近隣市町に県外から大量の土砂が搬入されており、市民の皆さまからは生活環境に対する不安や心配の声があがっております。

このような状況下において、市民の皆さまの健康で安全かつ快適な暮らしの基盤である環境を適切に保全し、不安や心配を早急に払拭することが必要であります。

このことから、土砂等の埋立て等の行為に対して、「災害の防止」と「環境の保全」を目的とした条例を制定するため、本年4月より副市長を中心に環境課を事務局として、関係各課連携のもとで、条例の早期制定に向けた検討を進めております。

また、県においても、土砂条例制定に向けた検討が開始されており、関係法令の整理等、県と協議しながら実効性のある条例制定に向けて取り組んでまいります。

（尾鷲総合病院の適切な医療提供体制の構築と経営改善）

次に、尾鷲総合病院の適切な医療提供体制の構築と経営改善についてであります。

尾鷲総合病院は、人口減に伴う医療需要の減少などにより、厳しい経営状況であります。今後、「地域になくってはならない病院」

として維持・存続していくため、地域の医療需要に沿った適切な医療提供体制の構築と経営改善に取り組んでおります。

本年4月からは、「療養病棟」を東紀州地域で不足している回復期機能を持つ「地域包括ケア病棟」に転換し、急性期での治療を受けて症状が安定した患者さんが安心して、自宅や施設に戻れるよう支援を行うとともに、医業収益の増加を図っているところであります。

次に、尾鷲総合病院の広域化の取り組みについてであります。

現在の尾鷲総合病院の患者さんは、入院患者の34.6%、外来患者の30.4%、救急車搬送患者の42%が紀北町の住民となっていることから、この受療状況を踏まえると、紀北町にも、尾鷲総合病院の経営に一定の関与をいただきたいと考え、先ず、尾鷲総合病院の経営状況等について、ご理解をいただきたいと説明を始めさせていただいております。紀北町のご理解が得られれば、具体的にご協力いただける方法等について、協議を進めさせていただきたいと考えておりますので、議会並びに地域の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、「尾鷲総合病院 新改革プラン」の見直しについてですが、当該プランの見直しにあたっては、昨年度の決算状況や、本年4月から運用している地域包括ケア病棟の稼働状況等を踏まえて、実施する予定としているところであります。

この見直しにあたっては、私を長に、副市長、病院事務長及び関係課長により「病院新改革プラン」の策定に着手し、検討を進めております。

今後も、尾鷲総合病院が維持・存続し、地域の皆さまの安心なくらしを守っていくために、しっかりと検討を進めてまいります。

(防災対策)

次に、防災対策についてであります。

災害時における通信手段に関して、先月20日に、西日本電信電話株式会社と「特設公衆電話の設置及び利用・管理等に関する覚書」を締結しました。

これは、南海トラフ巨大地震・津波などの大規模災害の発生時に備え、避難所へ特設公衆電話を事前に設置しておき、避難所開設後、すぐに電話を利用できるようにしておくもので、被災者の安否の確認などに大きく寄与するものであります。

さらに、同日、応急復旧工事の協力体制に関して、紀州尾鷲石材協同組合と「災害時における応急復旧工事の協力に関する協定書」を締結しました。

このことにより、災害の発生が予想される場合の被害の未然防止や、災害が発生した場合の、応急復旧に係る協力体制の強化を図ることができたものと捉えております。

また、先月5日には、「夢古道おわせ」駐車場にて、関係機関の協力のもと、「ちびっこ防災フェア」を開催し、多くの方にご来場いただきました。

警察や消防の車両展示、地震体験、煙体験、初期消火体験などを通じ、本市の将来の防災を担う子どもたちに、「防災」をより身近に感じてもらうことができたものと捉えております。

さらに、今月30日には、三木浦漁港周辺におきまして、「尾鷲市土砂災害総合防災訓練」を実施し、土砂災害に対する意識の向上、防災関係機関との連携強化、そして、顔の見える関係性の構築を図ってまいります。

本訓練を通じ、地震、津波だけでなく、毎年各地で甚大な被害が発生している土砂災害に対し、市民の皆さまへの防災・減災意識の向上を図ってまいりたいと考えております。

(提案説明)

それでは、今回提案しております議案第35号「尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から、議案第40号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」までの6議案についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

議案第35号「尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」につきましては、将来における森林整備やその促進を図るため、森林環境譲与税及び森林環境税に関する法律に規定する森林環境譲与税について、当該年度の森林環境譲与税収入額のうち、森林整備等に要した費用の残額に相当する額を、翌年度以降の事業に要する費用として充当するため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、基金設置条例を制定するものであります。

次に、3ページの議案第36号「尾鷲市市税条例の一部改正について」につきましては、地方税法の改正に伴う所要の改正で、市民税申告書の記載事項の簡素化、単身児童扶養者の扶養親族申告書の給与・年金記載事項への追加のほか、軽自動車の減免に係る改正では、日本赤十字社が所有する軽自動車への環境性能割の減免、身体障がい者等が運転する軽自動車に対する種別割減免の拡充が主なものであります。

地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、同条例の一部を改正するものでありますが、法律の改正により平成31年4月1日及び令和元年6月1日に施行が必要となった条例改正につきましては、本年3月31日に専決処分にて条例を公布しましたので、今回の改正は、それ以降分の改正となります。

議案書の10ページをご覧ください。

議案第37号「尾鷲市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」につきましては、半

島振興法第17条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令の改正に伴う固定資産税の特例措置期間の延長を規定するものであります。

次に、12ページの議案第38号「尾鷲市過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について」につきましても、過疎地域自立促進特別措置法第31条の、地方税の課税免除に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令の改正に伴う、固定資産税の特例措置期間の延長を規定するものであります。

次に、14ページの議案第39号「尾鷲市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」につきましても、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸付に係る運用を見直すための改正で、連帯保証人の必置義務の緩和、貸付利率の軽減及び償還方法の拡充が主な改正となります。

次に、16ページの議案第40号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」につきましても説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算書（第2号）及び予算説明書の1ページをご覧ください。

総則の前段については、平成31年政令第143号、「元号を改める政令」の施行に伴い、「平成31年度尾鷲市一般会計予算」の名称を「令和元年度尾鷲市一般会計予算」とし、予算書における年度表記については、「平成31年度」を「令和元年度」に読み替えると規定するものであります。

続きまして尾鷲市一般会計補正予算（第2号）主要事項説明の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で歳入歳出それぞれ4,089万3千円を追加し、これにより予算総額を96億2,588万1千円とするものであります。

歳入についてご説明いたします。2ページをご覧ください。

2款、地方譲与税1, 338万円の増額は、間伐や人材育成、森林整備及びその促進を目的として、平成31年度税制改正において創設された、森林環境譲与税の追加であります。

14款、国庫支出金814万7千円の増額は、子ども・子育て支援システム改修費用に対する、子ども・子育て支援事業費補助金761万4千円の追加、風しん対策関係業務に対する、風しん抗体検査補助金53万3千円の増額であります。

15款、県支出金133万3千円の減額は、三重県が発電用施設周辺地域振興事業の対象要件から外れたことによる、発電用施設周辺地域振興事業費補助金233万3千円の皆減、ウォーキング大会などの熊野古道活用事業が地域活性化支援事業に採択されたことによる、地域活性化支援事業補助金100万円の追加であります。

20款、諸収入2, 069万9千円の増額は、一般コミュニティ助成事業が2地区において認められたことによる、一般コミュニティ助成事業助成金380万円の追加、NPO法人が実施する定住・移住・交流推進事業が一般財団法人地域活性化センターにおいて採択されたことによる、移住・定住・交流推進支援事業助成金170万円の追加であります。

次に、歳出であります。3ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。このうち主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページをご覧ください。

まず、総務費の財産管理費のうち、財産管理経費では、市有財産2か所の売却準備にかかる登記手数料206万円を追加するものであります。

また、基金積立金では、財政調整基金積立金767万6千円の追加及び、今後計画される森林環境整備等にかかる財源を確保することを目的として、森林環境譲与税基金積立金1, 262万1千円を追加し、各基金に積み立てるものであります。

企画費では、文化財建築を活用した野外交流スペースの整備及びDIY交流イベントなどを実施する「NPO法人おわせ暮らしサポートセンター」に対する、移住・定住・交流推進支援事業補助金として170万円を追加するものであります。

コミュニティセンター費では、大曾根区に対する、一般コミュニティ助成事業補助金として240万円の追加であります。

民生費の社会福祉総務費では、本年10月からの消費税増税に伴う、介護保険1号保険料の低所得者軽減強化に要する費用として、紀北広域連合分担金433万3千円の増額、児童措置費では、幼児教育無償化に対応する為の、子ども・子育て支援システム改修業務委託料として761万4千円を新規で追加するものであります。

衛生費の予防費では、風しん第5期定期接種実施にかかる、抗体検査及び予防接種に対応する為の風しん対策関係業務委託料として96万9千円の追加であります。

下水道整備費では、事業量の精査による下水路浚渫工事請負費233万3千円の減額であります。

農林水産業費の林業振興費では、森林経営管理事業75万9千円を新規に追加するもので、私有林地権者を訪問する為の旅費27万8千円、森林経営に関する意向確認の準備資料作成にかかる、森林の未施業部分の境界の画定等に要する費用として、事前調査業務委託料38万2千円の追加であります。

教育費の保健体育総務費では、三木里地区会に対する、一般コミュニティ助成事業補助金として140万円の追加であります。

以上をもちまして、議案第35号「尾鷲市森林環境譲与税基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」から、議案第40号「令和元年度尾鷲市一般会計補正予算（第2号）の議決について」までの説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の17ページをご覧ください。

本ページの報告第2号から28ページの報告第4号までの「専決処分事項の承認について」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により本年3月31日に専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものであります。

報告第2号「専決処分事項の承認について（尾鷲市市税条例等の一部改正）」につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、主な改正点といたしましては、ふるさと納税の対象等の見直し、住宅借入金特別控除期間の拡充、高規格堤防の整備に伴う建築家屋に係る税額措置の適用を受ける際の申告についての規定のほか、条文番号等の整理となっております。

議案書の25ページをご覧ください。

報告第3号「専決処分事項の承認について（尾鷲市都市計画税条例の一部改正）」につきましては、報告第2号同様、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴うものであり、上位法令の改正に伴う字句の修正であります。

次に、28ページの報告第4号「専決処分事項の承認について（尾鷲市国民健康保険税条例の一部改正）」につきましては、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しによる地方税施行令の改正に伴う改正であります。

次に、31ページの報告第5号から37ページの第7号までの「専決処分事項について（損害賠償の額の決定）」につきましては、昨年12月、本年1月、2月と連続して発生しました市道側溝の不具合による通行車両に対する損害賠償の額が決定したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の詳細といたしまして、31ページの報告第5号につきましては、市内小川西町地内において、道路中央部に設置している集水

柵の蓋が側溝の欠損により車両通行時に跳ね上がり、当該車両の底部を損傷したものであります。

次に、34ページの報告第6号につきましては、市内小川東町地内において、道路中央部に設置しているグレーチングが側溝の欠損により車両通行時に跳ね上がり、当該車両の底部を損傷したものであります。

次に、37ページの報告第7号につきましても、報告第6号同様、グレーチングが側溝の欠損により車両通行時に跳ね上がり、当該車両の後部左側面を損傷したものであります。

同様の事故が連続して発生していること、さらには市が管理している構造物の不具合により、市民の財産に損傷を与えたことは誠に申し訳なく感じており、今後の再発防止を徹底するため、市道を管理する建設課に対し、本年3月から5月にかけて市内全域において市道の点検を実施し、同様事案の発生が懸念される箇所や危険箇所について洗い出しを行うとともに、緊急度の高い箇所から順次修繕等の対応を指示いたしました。

次に、40ページの報告第8号「平成30年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、次のページの繰越計算書にありますように、「急傾斜地崩壊対策事業」をはじめ2事業について、地方自治法施行令第146条第1項の規定により、事業費を翌年度に繰り越した内容について、同条第2項の規定により報告するものであります。

次に、42ページの、報告第9号「公益財団法人 尾鷲文化振興会の2019年度事業計画及び予算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

(生涯学習課長)

それでは、報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業計画及び予算について」につきまして説明いたします。

2019年度事業計画及び予算の1ページをご覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここには設立目的や基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページをご覧ください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページ、4ページをご覧ください。

2019年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、5ページ、6ページをご覧ください。

本年度の自主事業計画ですが、音楽コンサートや「せぎやま倶楽部」の洋楽発表会、文化芸術展及び邦楽発表会、共催事業として「第34回全国尾鷲節コンクール」や「教育文化事業」、その他発表会並びに映画会を中心とした計画となっております。

次に、7ページをご覧ください。

収支予算書であります。

まず、「収入の部」では、主なものといたしましては「基本財産運用益」1万円で、これは定期預貯金利息収入であります。

「事業収益」1,107万7千円は、入場料等収益497万7千円、貸館利用料収益580万円が主なものであります。

次に、「管理受託収益」が5,026万8千円、これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入であります。

収入の部、合計は6,136万2千円であります。

次に、8ページをご覧ください。

「支出の部」事業費であります。

このうち主なものは、「給料手当」687万円は職員1名分の給料、「臨時雇用賃金」836万8千円は嘱託職員3名分の賃金、「福利厚生費」245万8千円は職員1名及び嘱託職員3名分の社会保険事業主負担分であります。

「光熱水費」901万8千円、「賃借料」99万1千円につきましては、それぞれ会館の電気代、水道代、映画フィルム賃借料等であります。

「委託費」2,083万6千円は自主事業公演委託料等でありませす。

「手数料」231万2千円は浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は、5,473万3千円となり、前年度と比べ362万9千円の増となります。

次に、9ページをご覧ください。

管理費ですが、これは、会館の維持管理に係る経費であります。

このうち主なもので、「臨時雇用賃金」288万円は、嘱託職員1名分の賃金であります。

「委託費」132万円は、会館保守管理業務委託費であります。

管理費予算合計は、662万9千円となり、支出の合計は6,136万2千円となります。

10ページから11ページは、「正味財産増減計算ベース」での収支予算書であります。

以上をもちまして、報告第9号「公益財団法人尾鷲文化振興会の2019年度事業計画及び予算について」の説明とさせていただきます。

(降壇)